省　令

○財務省令第六十三号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「財務省顧問」の下に「、財務省特別顧問」を加える。

第三章の章名中「財務省顧問」の下に「、財務省特別顧問」を加える。

第五百七十条第一項中「財務省顧問」の下に「、財務省特別顧問」を加え、同条第五項中「財務省顧問」の下に「、財務省特別顧問」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　財務省特別顧問は、財務省顧問の職務のうち特に定める重要事項の処理に当たる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十七号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条第二項及び第二十七条第一項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第三項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第十八条第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第七号中「第七十二条第一項」を「第六十七条第二項」に改める。

第三十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

第四十七条の九第五項中「前項」を「第一項」に改める。

第四十八条第一項第十六号中「行い、並びに同条第二項の適性診断を運転者に受診させる」を「行うとともに、同条第一項の記録及び保存を行う」に改める。

第四十八条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　事業用自動車の運転者に第三十八条第二項の適性診断を受けさせること。

第四十八条第二項中「第十八号」を「第十九号」に改める。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号中「第七十二条第一項」を「第六十七条第二項」に改める。

第十条第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

第二十条第一項第十四号中「行い、並びに運転者に対して適性診断を受診させる」を「行うとともに、同条第一項による記録及び保存を行う」に改める。

第二十条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　第十条第二項の規定により、運転者に適性診断を受けさせること。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察通信指令に関する規則を次のように定める。

平成二十一年九月二十八日

国家公安委員会委員長　中井　洽

警察通信指令に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、警察通信指令に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察通信指令の基本）

第二条　警察通信指令を行うに際しては、次の各号に掲げる事項を基本とするものとする。

一　警察通信指令の任務の重要性を認識するとともに、迅速かつ的確な初動警察活動に資するよう配意すること。

二　予断を排除し、常に冷静沈着な状況判断を行うこと。

三　協力一致して事案に臨み、組織的な活動を行うこと。

四　初動警察活動における警察の各部門間の連携の確保に努めること。

（通信指令室）

第三条　通信指令室は、都道府県警察の本部（方面本部を含む。）において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

一　一一〇番通報その他の緊急通報を受理すること。

二　事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること。

三　指令、手配、通報等（以下「指令等」という。）を行うこと。

四　無線通話の統制を行うこと。

2　通信指令室は、事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、緊急配備（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第九十三条に規定する緊急配備をいう。次条第二項において同じ。）に係る指令等を行うほか、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間の初動的な措置に関し、警察職員並びに警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

（警察署通信室）

第四条　警察署通信室は、警察署において、通信指令室の活動を補い、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

一　警察署に通報される緊急通報を受理すること。

二　事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること。

三　指令等を行うこと。

四　署活系の無線通話の統制を行うこと。

2　警察署通信室は、前条第二項の規定による指令等を受けた場合又は事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、緊急配備（当該警察署に係るものに限る。）に係る指令等を行うほか、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間に当該警察署が行う初動的な措置に関し、警察職員並びに警察用車両及び警察用船舶の運用に係る指示その他の必要な指令等を行うものとする。

（通信指令室における指揮等）

第五条　通信指令室においては、常に、警察通信指令に関する適切な指揮の能力を有すると認められる幹部の指揮の下に警察通信指令が行われなければならない。

2　通信指令室においては、一一〇番通報の受理を行う業務と当該通報に係る指令等（無線通話によるものに限る。）及び無線通話の統制を行う業務とを、別の職員が担当することを原則とする。

3　警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長（以下「警察本部長」という。）は、前二項に定めるところにより警察通信指令が行われることを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（人材育成等）

第六条　警察本部長及び警察署長は、警察通信指令の専門性にかんがみ、警察通信指令についての適性を有すると認められる者を警察通信指令に従事させるよう配意するとともに、警察通信指令に従事する者に対し、職務遂行に必要な専門的な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。この場合において、警察本部長及び警察署長は、職員の警察通信指令に係る技能及びこれに関する知識について、検定その他の方法により、効果的な把握に努めるものとする。

（広域通信指令のための連絡等）

第七条　関係都道府県警察は、二以上の都道府県警察に関連する警察通信指令については、緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。